

分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

災害時に備えてエレベーターの防災対策を実施しませんか？

事業名：東京とどまるマンションエレベーター閉じ込め防止対策促進事業



地震発生時にエレベーターの閉じ込めの発生や
運転が停止して復旧に時間がかかることがあります。

災害時も安心してマンションにとどまるために
防災機能の設置を検討しましょう！

補助

補助率1/2
限度額200万円

リスタート運転機能のイメージ

地震
発生

階の途中で
運転停止

リスタート運転機能
自動で最寄り階に着床



閉じ込め防止

自動診断・仮復旧運転機能のイメージ

地震
発生

運転休止

自動診断・仮復旧運転機能
自動診断
(低速無人運転) 機器の異常が
なければ仮復旧



在宅避難

東京都では、災害時でも生活を継続しやすいマンションを
「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、
エレベーターの防災対策に補助を行います。

「東京とどまるマンション」への登録と
補助を活用して災害に備えてください



とどまるマンション促進課長
“トドまるくん”



補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、エレベーターのリスタート運転機能や、自動診断・仮復旧運転機能を追加する費用を補助します（新築マンションを除く）。

補助申請の前に、「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

●補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

対象	補助率	上限額（税抜）	申請期間
リスタート運転機能 自動診断・仮復旧運転機能	1/2	200万円	令和7年5月30日から 令和8年1月15日まで

※消費税及び地方消費税を除く

●補助の対象となるもの

エレベーターのリスタート運転機能や、自動診断・仮復旧運転機能の追加に係る
製品購入費又は設置に係る材料費・運搬費・工事費等

●補助の対象とならないもの

耐震補強対策、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置、保守・点検業務委託費用、
すでに補助対象の機能が設置されているエレベーターの改修・メンテナンス費 等

上記のほかにも要件がありますので、詳しくはホームページを御覧ください。



「東京とどまるマンション」の登録要件

●耐震性

- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
- 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの

●ハード対策

停電時でも、水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える電力供給可能な非常用電源設備が設置されていること。

●ソフト対策

- <必須事項> 防災マニュアルを策定していること。
- <選択事項> 年1回以上の防災訓練の実施、3日分程度の飲料水・食料の備蓄、応急用資器材の確保、災害時の連絡体制の整備のうちいずれか一つに取り組んでいること。

※耐震性を有していることを前提に、ハード対策のみ、ソフト対策のみで登録可能



登録申請窓口・補助申請窓口

- 「東京とどまるマンション普及促進事業」補助金申請窓口 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
登録について ☎ 03-5937-1173 補助金について ☎ 03-5989-1547

「エレベーターの補助について」とお伝え頂くとスムーズです。